

1-35

【別 紙】

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人滄溟会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人

☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県 熊本市 北区 植木町 正清 字 箱根崎 888 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 2 月 24 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 3 月 6 日

(5) 役員及び評議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
介護老人 保健施設	ケアビレッジ 箱根崎	4352580015	熊本県熊本市北区植木町 正清字 箱根崎 888 番地	入所定員 98 床 通所定員 80 床

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ケアビレッジ箱根崎 居宅介護支援事務所	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 888 番地	
ケアビレッジならの郷 居宅介護支援事務所	熊本県山鹿市鹿本通 2-5-52	令和3年12月31日 廃止
箱根崎ホームヘルプステーション	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 888 番地	平成31年10月1日 事業所移転
ケアビレッジ箱根崎 通所リハビリテーション	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 888 番地	
箱根崎訪問看護ステーション	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 879 番地	令和2年5月31日 より休止中
デイ・メルロー	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 903 番地	令和4年2月1日 名称変更
介護予防特化型リハビリスタジオ ラン・らん	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 879 番地	
デイサービスセンター ケアビレッジならの郷	熊本県山鹿市鹿本通 2-5-52	令和3年12月31日 廃止
熊本市高齢者包括支援センター ささえりあ植木 【熊本市から委託を受けて管理】	熊本市北区気町舞尾字石仏 620 ※ショッピングプラザ「ウエッキー」 内	
有料老人ホーム ヴィラ・メルロ	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 900-1 番地	
滄溟会介護職員初任者研修事業	熊本県熊本市北区植木町正清字 箱根崎 888 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月28日

令和5年度決算の決定

令和7年3月12日

令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

様式 2

法人名 医療法人 滄溟会
所在地 熊本市北区植木町正清字箱根崎888番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	940, 574 千円
2. 負 債 額	565, 736 千円
3. 純 資 産 額	374, 838 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	452, 244
B 固 定 資 産	488, 330
C 資 産 合 計 (A + B)	940, 574
D 負 債 合 計	565, 736
E 純 資 産 (C - D)	374, 838

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 滄溟会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市北区植木町正清字箱根崎888番地

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	452,244	I 流動負債	439,483
現金及び預金	265,101	買掛金	4,927
事業未収金	157,412	短期借入金	390,000
たな卸資産	2,211	未払金	37,964
短期貸付金	6,000	未払法人税等	2,264
未収入金	6	未払消費税等	1,990
立替金	22,458	預り金	2,212
貸倒引当金	△ 944	仮受金	126
II 固定資産	488,330		
1 有形固定資産	327,501		
建物	217,083	II 固定負債	126,253
構築物	19,047	長期借入金	115,000
医療用器械備品	23,580	長期未払金	10,630
什器・備品	14,272	リース負債	623
車両及び船舶	19,661		
土地	30,753	負債合計	565,736
その他の有形固定資産	3,105	純資産の部	
2 無形固定資産	15,460	科 目	金 額
借地権	7,595	I 出資金	50,000
ソフトウェア	6,960	II 資本剰余金	0
その他の無形固定資産	905	III 利益剰余金	324,838
3 その他の資産	145,369	繰越利益剰余金	324,838
出資金	20	IV 評価差額金	0
生命保険積立金	75,890	純資産合計	374,838
敷金	10,547	負債・純資産合計	940,574
長期前払費用	2,412		
投資有価証券	56,500		
資産合計	940,574		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 滄溟会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市北区植木町正清字箱根崎888番地

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月 1 日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		661,175
2 事業費用		666,407
本来業務事業利益		△ 5,232
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		316,053
2 事業費用		290,286
附帯業務事業利益		25,767
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		20,535
II 事業外収益		
受取利息	2,996	
その他の事業外収益	7,661	10,657
III 事業外費用		
支払利息	2,826	
その他の事業外費用	944	3,770
経常利益		27,422
IV 特別利益		
固定資産売却益	493	
補助金	2,911	
その他の特別利益	2,450	5,854
V 特別損失		
固定資産除却損	7	
その他の特別損失	2,450	2,457
税引前当期純利益		30,819
法人税・住民税及び事業税		7,878
当期純利益		22,941

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 滄溟会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市北区植木町正清字箱根崎888番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人滄溟会

理事長 中原 紘嗣 殿

私（注 1）は、医療法人滄溟会の令和 6 年会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 28 日

医療法人 滄溟会

監事 岡野 訓

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。